

## 報告（前回委員会からの経緯）

### 1. 前回委員会からの経緯

第 15 回流域委員会以降に開催された課題検討会は下記のとおりです。

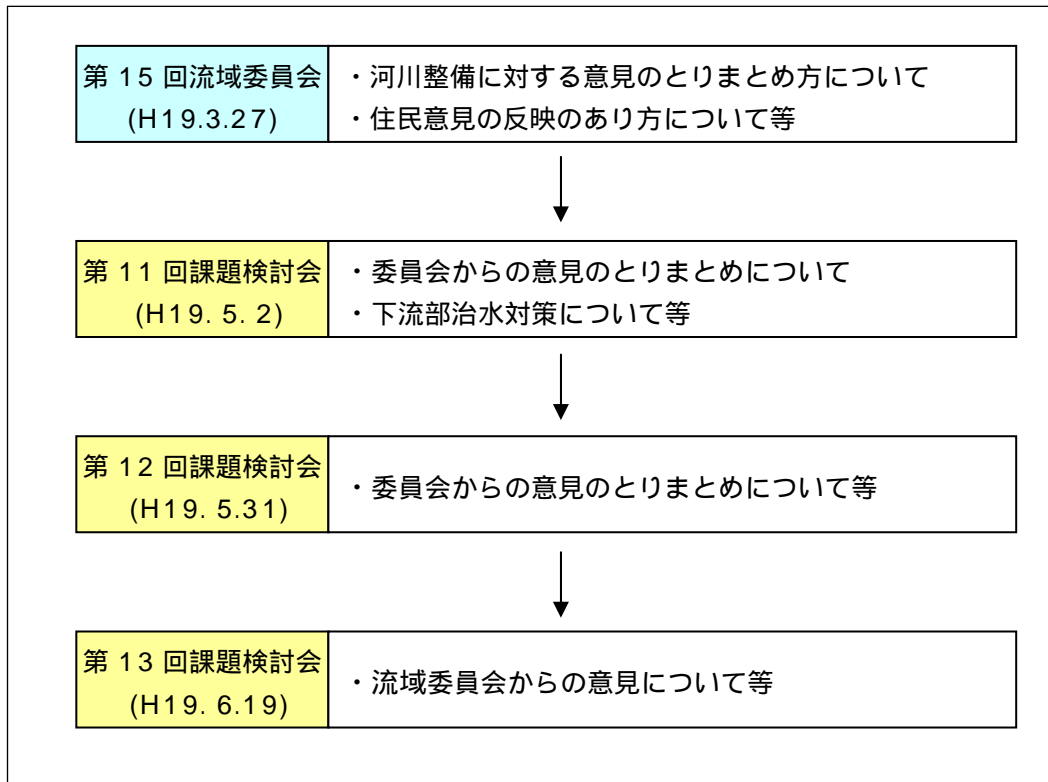


図-1 第 15 回流域委員会以降の活動の概要

#### 課題検討会とは

課題検討会は、委員会での検討内容の整理や課題への理解を行う作業準備的な会議であり、非公開で開催しています。課題検討会での議論の内容は、委員会で報告を行います。第 1 回課題検討会は平成 16 年 10 月 13 日に開催され、これまでに 13 回開催されています。

## 2. 第 15 回流域委員会

日 時： 平成 19 年 3 月 27 日(火)13 時 00 分～16 時 00 分

場 所： ワークピア日高 多目的ホール(1F)

### 1) 議事内容

今後の委員会の進め方について

河川整備に対する意見のとりまとめ方について

関係住民意見の反映方法に関する委員へのヒアリング・アンケート結果について

その他

### 2) 審議内容及び決定事項

今後の委員会の進め方について

「委員会からの意見」提出を目標とした今後の委員会の進め方について議論されました。主な意見・質問は以下の通りです。

主な意見・質問

- ・ 4 年間の活動で積み上げてきたものを 6 月までの短期間で一気にまとめるのはかなり難しいのではないかと。また、河川整備計画の原案ができた後に、流域委員会としての意見を言える場があるのか？

これまでの議論を振り返ってみると、今後 1～2 年続けても新しい意見は出ないと考えたためである。明確な成果を出す作業を行い、4 年間の活動に一度、区切りをつけておきたい。(委員長)

河川法では学識経験者からの意見を頂くこととなっているが、河川整備計画の原案の報告はこの流域委員会で報告したいと思う。(河川管理者)

- ・ 意見をただ並列的に出すのではなく、少数意見に配慮しながら 1 つの意見を提案していくべきと思う。必要ならば起草委員会のようなものを作り、きちんと責任ある文章をつくって行かなければならない。

量的な評価が難しい内容をどのように位置付けるか、議論が深まるように限られた期間で努力していこうと思う。意見のとりまとめのたたき台を次の課題検討会までに進めていきたい。(委員長)

河川整備に対する意見のとりまとめ方について

「委員会からの意見」のとりまとめ方について、その構成と作成方法について議論され、以下に示す審議決定が了承されました。

- ・ 委員会からの意見対応表をもとに、「委員会からの意見」を文章化する作業を進める。

#### 関係住民意見の反映方法に関する委員へのヒアリング・アンケート結果について

第 14 回委員会開催以降に各委員にヒアリング・アンケートを実施した結果を紹介し、その内容について議論されました。主な意見・質問は以下の通りです。

#### 主な意見・質問

- ・住民意見を整理する段階で、生の意見にフィルターがかかってしまうことを心配する。
- ・地元要望等は整備計画に対する住民意見ではないと思う。整備計画の原案の基本的な考え方、根拠を丁寧に説明し、地域住民に示すことが重要である。

#### その他

梶本委員の退任に伴い、新たな委員の追加について議論され、以下に示す審議決定が了承されました。

- ・梶本委員の退任に伴う委員の追加はしない。

## 報告（課題検討会）

### 1. 第 11 回流域委員会課題検討会

日 時： 平成 19 年 5 月 2 日(水)13 時 00 分～16 時 00 分

場 所： 豊岡市民プラザリハーサル室（アイティ 7F）

出席者： 有本、上田、江尻、岡本、沖村、垣田、加藤、川合、菊地、木之瀬、  
畑、藤田、前田、松田、安森、山口（委員 16 名）

#### 1) 議事内容

##### 下流部治水対策について

河川管理者より、円山川下流部治水対策協議会の協議結果(第 5 回協議会資料)が説明され、その後、意見交換が行われました。

##### 委員会からの意見のとりまとめについて

庶務より、委員会からの意見のとりまとめについて、たたき台の作成方法、内容構成、目次項目の概要等について説明され、その後、意見交換が行われました。

##### 関係住民意見の反映のあり方について

庶務より、「関係住民意見の反映のあり方について」が説明され、その後、意見交換が行われました。

その他

#### 2) 主な意見

各議題における主な意見は以下のとおりです。

##### 下流部治水対策について

- ・ 県道の移設、ルート変更等の代替案は考えられなかったのか。河道掘削だけ行い、対策したと言われても納得できない。
- ・ 県道、堤防の段階的嵩上げ方法での対応や激特事業期間以後の期間利用で最終的に河川整備計画の 20～30 年に合わせるタイムスケジュールは考えられないか。
- ・ 外水被害は無くすが、内水被害はある程度やむを得ないという減災を目指した水防活動をソフト対策と合わせて行うことも考えられる。

##### 委員会からの意見のとりまとめについて

- ・ 目次は内容がわかりやすいタイトルに修正した方がよい。
- ・ “あるべき姿” は、対策ではないのであまり細かいことは書かない方がよい。
- ・ 流域全体の保水力を考慮した治水の項目を作り、そこで洪水を減少、分担させる考え方も円山川のあるべき姿の大きな考え方として必要ではないか。
- ・ 流域一貫とした計画では、上下流問題に対して流域全体で情報を明らかにし、平等性を確保する考え方も文章化したほうがよい。

- ・人の営みと利用について、漁業利用に関する記述が必要である。山の問題は航空写真を活用した変化の表現や開発による土地利用形態の変化と総合治水の考え方の必要性に関する記述が必要である。上下流問題で、何らかの形で被害、費用を分担するという公平性の理念が必要である。
- ・円山川の現状と課題では、事象を説明する場合に経年的な変化をデータにより整理すると分かりやすく、プライオリティのとり方も変わってくる。
- ・下流域治水対策のことがあまり書かれていない。治水対策協議会まで設置して検討してきたことなので、1項目加えてほしい。
- ・河川整備計画が策定された時に委員会の果たす役割をコメントしておく必要がある。
- ・山地の保水力低下について、科学的な議論は課題であるが、事実としてとらえ、復元することは当然なされるべきである。

## 2. 第 12 回流域委員会課題検討会

日 時： 平成 19 年 5 月 31 日(木)13 時 00 分～16 時 00 分

場 所： 豊岡市民プラザリハーサル室(アイティ 7F)

出席者： 有本、池田、江尻、岡本、垣田、加藤、川合、菊地、木之瀬、菅村、畑、藤田、前田、松田、安森、山口(委員 16 名)

### 1) 議事内容

委員会からの意見のとりまとめについて

前回課題検討会における意見交換の結果を踏まえて、修正された「委員会からの意見」の説明が行われ、その後、意見交換が行われた。

その他

### 2) 主な意見

- ・「円山川のあるべき姿」が提言として分かりやすくなるような目次構成とする必要がある。また、洪水時と平常時という対立構造でもって提言がなされるのは寂しい気がする。
- ・流域委員会において、河川整備に関する様々な矛盾する意見交換が行われたことを明記する必要がある。
- ・流域委員会が全ての個別事象に対して解決策を提言すると言うことは無理である。ただし、委員会において検討したという経緯を残すことは必要である。意見をきれいに整理せずに、項目毎に集めて、流域委員会としてはどのように考えるのが、項目毎に整理すれば良いと思う。
- ・委員会において、どのようなことが話されたのかを残すことは必要である。
- ・円山川の自然環境に関して、陸域から水域が自然に推移していることが現在の優れた環境となっていることなど、記載した方がよい。

- ・上流から下流までの自然のあり方が、人間の生活に色々なプラス面を持っているというような夢につながらないといけない。あるべき姿では若者にも夢を持たせられるようなものが欲しい。
- ・この提言を受けて計画を立てる側が、具体的に何かをではなくて、このことは意識しておこうと思わせるようにあまり細かなところに踏み込まない提言にすれば良いと思う。
- ・抽象化だけになると、どうとでもいえるようになってしまう。やはり具体的な話を入れておかないといけないのではないかと思う。

### 3. 第13回流域委員会課題検討会

日時：平成19年6月19日(火)13時00分～16時00分

場所：ワークピア日高 多目的ホール(1F)

出席者：有本、上田、江尻、岡本、垣田、加藤、川合、菊地、木之瀬、畑、藤田、前田、松田、安森、山口(委員15名)

#### 1) 議事内容

委員会からの意見について

前回課題検討会における意見交換の結果を踏まえて、修正された「委員会からの意見」の説明が行われ、その後、意見交換が行われた。

その他

#### 2) 主な意見

- ・3. 円山川のあるべき姿では、あるべき姿を明確に示す必要がある。また、記載されている内容を踏まえて、構成及びタイトルの修正を行う必要がある。
- ・「流域委員会からの意見と提言」で最も重要な内容が3章に書かれているので、わかりづらいか。
- ・円山川の現状や委員会で議論した課題が2章にあって、その内容を受けて3章が書かれているので、この流れでよいのではないか。
- ・課題検討会以降においても気づいた点があれば意見を庶務に連絡し、修正を行うことが必要である。